

こんな制度が  
あったのか！

# 中小企業税制

## 活用ガイド

中小企業向けの  
税制の優遇措置  
を多数掲載！

優遇措置の  
適用の可否を分かり  
やすく解説！



## はじめに

---

税制上、新たに設備投資を行う場合や新製品の開発のための試験研究をする場合、給与や雇用を増やす場合等において様々な措置が講じられていますが、大企業と比較して経営基盤の弱い中小企業（ここでは、一般的表現として「中小企業」という表現を使っていますが、税法の適用においては、「中小法人等」「中小企業者等」といった定義に従って適用対象が定められています（5ページ参照））の経営を支援するため、更なる優遇措置や適用範囲の拡充が行われています。

本冊子では、各種優遇措置の内容をわかりやすくお伝えするだけでなく、中小企業の各種定義を明確にするとともに、形式的に中小企業要件を満たすことにより優遇措置を受けようとすることに対する歯止めとしての「みなし大企業」等の取扱いをわかりやすく整理し、各種優遇措置を誤って適用しないよう配慮しています。

中小企業といえども、その規模などにより適用が限定されることがありますので、自社がどの分類に該当するかを再確認いただくとともに、紙面の制約上、細かい取扱いを省略している場合がありますので、実際適用を受けるにあたっては、専門家の助言や確認を受けるなどして、最も効果的な優遇措置を確実に選択していただければと思います。

本冊子が、皆様の会社経営の参考となり、皆様の会社の成長、発展に少しでも寄与することができれば幸いです。



# 目次

## 序章 税務上の中小企業とは

- 中小法人等と中小企業者等の違いと判定 ..... 4  
～法人税法と租税特別措置法～

## 第1章 税金の計算における中小企業の優遇措置

- ① 法人税額の計算における優遇措置 ..... 8  
～法人税率の軽減、留保金課税制度の適用除外～
- ② 事業税の計算における優遇措置 ..... 10  
～外形標準課税制度の適用除外～
- ③ 赤字会社に対する優遇措置 ..... 12  
～欠損金の繰越控除と繰戻し還付～
- コラム 会社と役員間の金銭貸借取引 ..... 15

## 第2章 人材活用における中小企業の優遇措置

- ① 従業員の給与等が増加した場合の優遇措置 ..... 16  
～賃上げ促進税制～
- ② 給与の源泉所得税の納付の優遇措置 ..... 18  
～源泉所得税の納期の特例～

## 第3章 生産・研究活動における中小企業の優遇措置

- ① 試験研究投資における優遇措置 ..... 20  
～研究開発税制～

<b>2</b>	<b>固定資産を購入する場合の優遇措置</b> .....	<b>22</b>
	～少額減価償却資産の損金算入の特例～	
<b>3</b>	<b>設備投資を行った場合の優遇措置（その1）</b> .....	<b>24</b>
	～民間投資の活性化等を支援する制度～	
<b>4</b>	<b>設備投資を行った場合の優遇措置（その2）</b> .....	<b>28</b>
	～地方活性化への投資を支援する制度～	

## **第4章** 営業活動における中小企業の優遇措置

<b>1</b>	<b>交際費の損金算入における優遇措置</b> .....	<b>30</b>
	～交際費の損金算入限度額～	
<b>2</b>	<b>引当金の損金算入における優遇措置</b> .....	<b>32</b>
	～貸倒引当金の損金算入～	

## **第5章** 消費税の計算における中小企業の優遇措置

<input type="checkbox"/>	<b>消費税の申告における優遇措置</b> .....	<b>34</b>
	～免税制度と簡易課税制度～	
<b>コラム</b>	<b>インボイス制度への対応を検討しましょう！</b> .....	<b>38</b>
	～令和5年10月1日から導入～	

## **第6章** 事業承継における中小企業の優遇措置

<input type="checkbox"/>	<b>事業承継における優遇措置</b> .....	<b>41</b>
	～相続・贈与における事業承継税制～	
<b>コラム</b>	<b>会社と役員間の資産譲渡取引</b> .....	<b>46</b>

（注） 本冊子の内容は、令和4年8月1日現在の法令等に基づいています。

# 序章 税務上の中小企業とは

## 中小法人等と中小企業者等の違いと判定 ～法人税法と租税特別措置法～

	法人税法	租税特別措置法
税務上の中小企業	中小法人等 (除外規定あり*)	中小企業者等 (除外規定あり*)

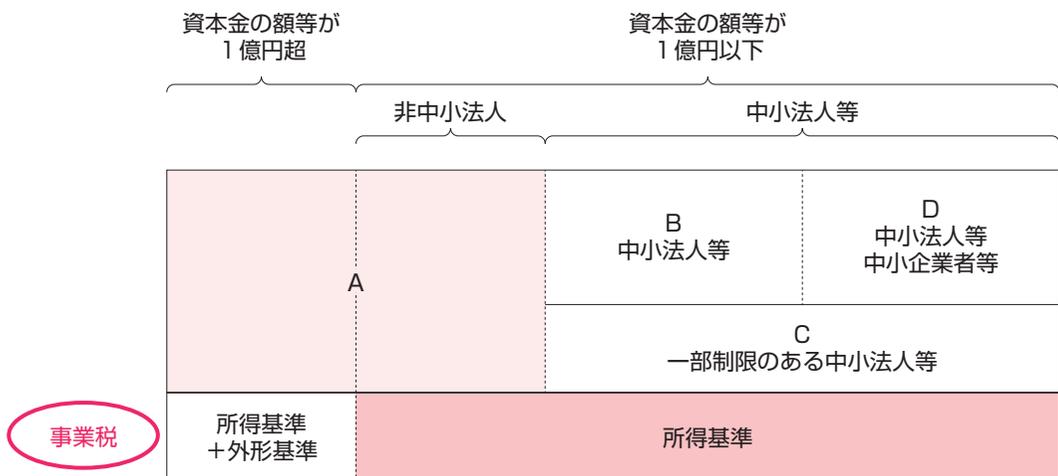
\* 資本金等の規模の面では中小企業に該当しているものの、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある法人（みなし大企業（②②及び③参照））や、大企業並みの多額の所得を得ている法人（適用除外事業者（②④参照））は、税務上の中小企業から除外されます。

### Ⅰ 税務上の中小企業とは

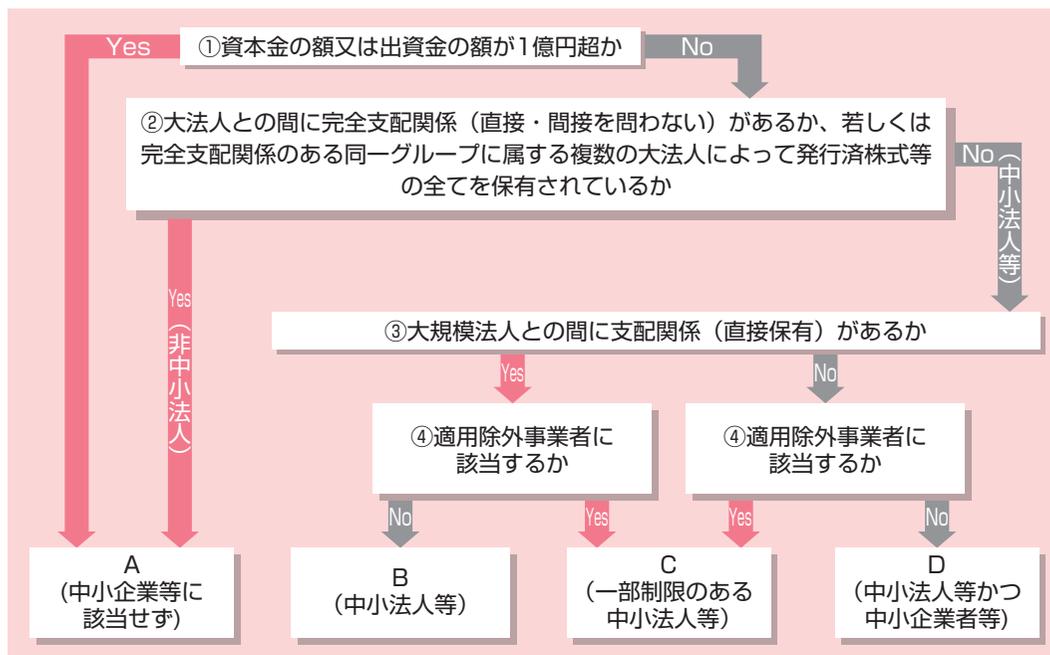
一般的に中小企業の定義は様々ですが、税務上の中小企業については、法人税法では「中小法人等」、租税特別措置法では「中小企業者等」として定義づけられています。

なお、形式的には中小企業の定義を満たしているものの、実質的には大企業と同等に扱われるべき法人は、「みなし大企業」や「適用除外事業者」として、優遇措置の適用対象から除外されます。

また、法人税法以外の税法にも、「中小企業」について定義があり、様々な特例が設けられています。



## 2 「中小法人等」と「中小企業者等」の判定フローチャート



- ① 基本となる区分基準です。資本金の額又は出資金の額を有しない法人は、NOへ進みます。
- ② 除外要件その1です。「大法人」とは、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人をいいます（その他一定の法人を含みます）。  
この除外要件その1に該当する法人を「非中小法人」といいます。
- ③ 除外要件その2です。「大規模法人」とは、中小企業投資育成株式会社を除く以下のいずれかに該当する法人をいいます。なお、事業承継ファンドを通じた中小企業基盤整備機構の出資についても、大規模法人の有する株式等から除かれる場合があります。
  - イ 資本金の額又は出資金の額が1億円超である法人
  - ロ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
  - ハ 大法人との間に当該大法人による完全支配関係のある法人
  - ニ 完全支配関係のある同一グループに属する複数の大法人によって発行済株式等の全てを保有される法人
 なお、直接保有には2以上の大規模法人に保有されている割合が2/3以上の場合も含まれます。
- ④ 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の12か月あたりの所得平均金額が15億円を超える法人をいいます。なお、事業年度開始時点で設立後3年を経過していない法人（合併等による設立を除く）は所得0として、「No」へ進みます。

### 3 中小企業に認められる優遇措置とその適用

中小企業に認められる主な優遇措置として以下の措置があり、それぞれの措置について判定フローチャートの区分に従って適用の有無が変わります。

〈法人税法及び租税特別措置法に規定する優遇措置〉

	A	B	C	D	参照ページ
法人税率の軽減*1	×	◎ (15%)	○ (19%)	◎ (15%)	8ページ
留保金課税制度の適用除外	×	○	○	○	9ページ
欠損金の繰越控除と繰戻し還付	×	○	○	○	12・14ページ
賃上げ促進税制	○	○	○	◎	16ページ
研究開発税制	○*2	○	○	◎	20ページ
少額減価償却資産の損金算入の特例*3	×	×	×	○	22ページ
民間投資の活性化等を支援する制度*4	×	×	×	○	24ページ
地方活性化への投資を支援する制度	○	○	○	◎	28ページ
交際費の損金算入限度額	×*5	○	○	○	30ページ
貸倒引当金の損金算入（法定繰入率）	×	○	×	○	32ページ
貸倒引当金の損金算入（上記以外）			○		

○…適用されるもの ×…適用されないもの ◎…中小企業に対し有利な適用があるもの

- \*1 年800万円以下の所得に対して（ ）書きの軽減税率が適用されます。
- \*2 中小企業等に該当しない法人が、次の①～③の要件の全てに該当する場合には、その事業年度については、研究開発税制等が受けられません。
- ①継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えていない（雇用調整助成金額等を控除しないで判定する）\*
- ②当期の国内設備投資額が当期の損金経理した減価償却費の総額×30%以下である
- ③当期の所得が前期の所得の金額を上回っている
- ※令和4年4月1日以後開始事業年度より、資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上であり、前期黒字の場合は、下記の要件になります。
- 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額より0.5%（令和5年4月1日以後開始事業年度は1%）以上増加している。
- \*3 常時使用する従業員の数が500人を超える法人及びグループ通算制度の適用を受ける通算法人は除かれます。
- \*4 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けることができる特定事業者等については、27ページMEMO参照。
- \*5 資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人については、交際費の全額（1人当たり5,000円以下の飲食費を除く）が損金不算入となります。

#### 4 その他の税法における優遇措置とその適用

制度名	対象	規定する法律	掲載ページ
源泉所得税の納期の特例	給与支給人員が常時10人未満の会社	所得税法	18ページ
先端設備導入計画の認定 (固定資産税の特例)	中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者* (税制の対象は別要件あり)	中小企業等経営強化法 (地方税法)	27ページ
地方活力向上地域等特定 業務施設整備計画の認定 (地方拠点強化税制)	中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者* (税制の対象は別要件あり)	中小企業等経営強化法 (租税特別措置法)	28ページ
免税制度・簡易課税制度	課税売上高が一定規模以下である法人	消費税法	34ページ
事業承継税制	中小企業経営承継円滑化法第2条に規定する中小企業者* (税制の対象は別要件あり)	中小企業経営承継円滑化法 (租税特別措置法)	41ページ

\* 中小企業者とは、中小企業基本法に規定する中小企業の範囲を政令により拡大した下記の表の法人をいいます。色付きの部分が政令による拡大部分です（中小企業等経営強化法施行令、中小企業経営承継円滑化法施行令）。

業種	資本金 <small>又は</small>	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）		100人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業		3億円以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

#### MEMO M&A 支援税制

中小企業者等が経営力向上計画（主務大臣の認定を受ける必要があります）に基づいてM&Aを実施した場合、要件を満たせば、M&A後の設備投資に関して税額控除・即時償却（26ページのD類型）を受けたり、株式取得によるM&Aの場合、M&A後に発生するリスクに備えるため事業再編投資損失準備金を計上し、損金算入することができます。

なお、事業再編投資損失準備金は、原則、5年間の据え置き期間経過後、5年間かけて均等額で取り崩して益金に算入することになります。

# 第1章 税金の計算における中小企業の優遇措置

## 1

### 法人税額の計算における優遇措置 ～法人税率の軽減、留保金課税制度の適用除外～

	原則	中小企業*
法人税率	23.2%	15% (年800万円以下の所得部分)
留保金課税制度	適用	不適用

\* この項目での中小企業とは、5ページの中小法人等をいいます。

#### 1 法人税の税率

法人税の税率は、原則として23.2%です。ただし、中小企業の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。

所得金額	適用税率	原則	中小企業
年800万円以下の部分		23.2%	15%*
年800万円超の部分			

\* 本則は19%ですが、令和5年3月31日までの間に開始する事業年度には15%が適用されます。なお、中小企業のうち適用除外事業者に該当する会社は19%が適用されます。

#### 2 特定同族会社の留保金課税制度

特定同族会社の留保金課税制度とは、特定同族会社が、一定金額以上の利益を内部留保した場合に、通常の法人税のほかに特別税率による課税（課税留保金額に対して10%、15%、20%）が行われる制度をいいます。

この制度の適用下で利益の内部留保が増えて留保控除額\*を超えるようになると、留保金課税と配当課税の税負担のバランス（配当すると配当を受け取った側で課税されますが、留保金課税の税額は減少）を考慮して、配当するかどうか等の検討が必要となってきます。

\* 留保控除額とは次のうち最も金額の大きいものをいいます。

積立金基準	期末の資本金の額等×25%－期末利益積立金額（当期の所得等に係る部分の金額を除く）
所得基準	その事業年度の所得等の金額×40%
定額基準	年2,000万円

なお、中小企業は留保金課税制度が適用されないため、配当をしなくても留保金課税による追加の課税は生じないため会社の資本充実を図ることができます。

### (1) 同族会社

この制度の前提となる「同族会社」とは、会社の株主等の3人以下及びこれらと特殊関係にある個人や会社（同族関係者）の持株割合等が50%を超えている会社です。

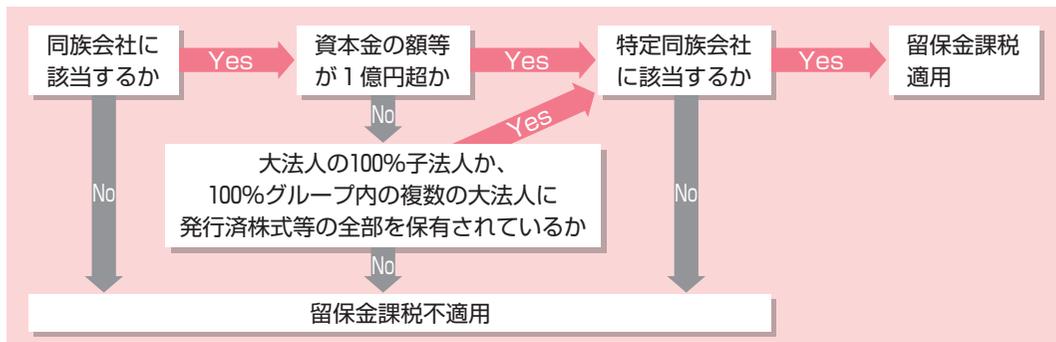
### (2) 中小企業に対する留保金課税制度の不適用

事業年度末における資本金の額等が1億円以下の中小企業（大法人の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く）は、留保金課税制度の適用対象から除外されています。

### (3) 特定同族会社

留保金課税が適用される特定同族会社とは、中小企業を除く被支配会社（上位1順位株主グループの持株割合等が50%を超える会社）について、その判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない会社がある場合に、その会社を除外して判定しても被支配会社となる同族会社をいいます。

#### ● 留保金課税適用フローチャート



#### MEMO 「資本金の額等」と「資本金等の額」

- (1) 「資本金の額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいいます。
- (2) 「資本金等の額」とは、会社が株主等から出資を受けた額をいいます。資本金又は出資金に、資本準備金や株式発行時に払い込まれた額のうち資本金に組み入れなかった額等を加算し、自己株式の取得等により交付した額等を減算します。

## 2

# 事業税の計算における優遇措置 ～外形標準課税制度の適用除外～

	原則	中小企業*
法人事業税	所得割額 + 特別法人事業税額 + 付加価値割額 + 資本割額	所得割額 + 特別法人事業税額

\* この項目の中小企業とは、資本金の額等が1億円以下の法人をいいます（地方税法第72条の2）。

### 1 法人事業税の計算

法人事業税は、会社の行う事業に対し、事務所等のある都道府県が、その事業を行う会社に課す税で、所得だけでなく付加価値や資本金等の外形基準に対しても課税されます。よって、赤字会社にも事業税の課税が生じる可能性があります。

ただし、資本金の額等\*が1億円以下の中小企業については、所得に対する法人事業税のみ課税され、外形標準課税は適用されません。

\* 資本金の額等については、9ページ **MEMO** 参照。

#### (1) 資本金の額等で異なる課税体系

##### ① 資本金の額等が1億円超の会社（外形標準課税対象会社）

	所得基準	外形基準
法人 事業税	$\begin{aligned} & \text{所得割額 (所得金額} * 1 \times \text{税率)} \\ & + \\ & \text{特別法人事業税額 (基準法人所得割額} * 2 \times \text{税率)} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{付加価値割額 (付加価値額} * 3 \times \text{税率)} \\ & + \\ & \text{資本割額 (資本金等の額} \times \text{税率)} \end{aligned}$

##### ② 資本金の額等が1億円以下の中小企業

	所得基準
法人 事業税	$\begin{aligned} & \text{所得割額 (所得金額} * 1 \times \text{税率)} \\ & + \\ & \text{特別法人事業税額 (基準法人所得割額} * 2 \times \text{税率)} \end{aligned}$

\* 1 法人税の所得金額に一定の調整を加えた金額をいいます。

\* 2 標準税率で計算された法人事業税の所得割額をいいます。

\* 3 付加価値額は、下記の算式により算定します。

付加 価値額	$\begin{aligned} & \text{収益分配額} \\ & (\text{報酬給与額} * 1 + \text{純支払利子} * 2 + \text{純支払賃借料} * 3 - \text{雇用安定控除額} * 4 - \text{賃上げ促進税制控除額} * 5) \end{aligned}$	± 半年度 損益 * 6
-----------	--	-----------------

\* 1 給料、賞与、退職金等の合計額

- ※2 支払利子から受取利子を控除した額（マイナスの場合はゼロとする）
- ※3 支払賃借料から受取賃借料を控除した額（マイナスの場合はゼロとする）
- ※4 報酬給与額が収益分配額の70%を超える場合のその超過額
- ※5 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額（雇用安定控除との重複の調整措置あり）
- ※6 欠損金の繰越控除前の法人税法上の所得金額（所得金額がマイナスの場合は収益分配額から控除する）

(2) 法人事業税の税率（令和4年4月1日以後開始事業年度に適用される税率）

所得割		特別法人事業税		付加価値割	資本割	
所得金額	標準税率*		(1)①の会社	(1)②の会社	標準税率	標準税率
	(1)①の会社	(1)②の会社			(1)①の会社	(1)①の会社
年400万円以下の金額	1.0%	3.5%	260%	37%	1.2%	0.5%
年400万円超800万円以下の金額		5.3%				
年800万円超の金額		7%				

\* 3以上の都道府県に事務所等を有する資本金の額等が1,000万円以上の会社は、一律800万円超の金額の税率となります。

2 法人事業税の負担軽減策

資本金の額等が1億円以下の中小企業は、外形標準課税の適用はありませんが、所得金額が非常に高い場合（下記 **設例 C** のケース）には、資本金の額等が1億円超になるような増資を行い外形標準課税対象会社になる方が、法人事業税の税負担が減少します。

ただし、資本金の額等が1億円超になると、他の中小企業の優遇措置が享受できない等のデメリットを考慮する必要があります。

設例

甲社は、3つの都道府県に事務所を有する株式会社で、税務上の繰越欠損金はありません。上記1(2)の標準税率を使って事業税の税額を試算すると、Cのケースでは、外形標準課税対象会社の方が、法人事業税の負担が少なくなります。

所得金額	資本金・収益分配額	①資本金1億円 (外形標準課税対象外)	②資本金3億円 (外形標準課税対象)
		事業税額 (所得割額*)	収益分配額 1,000万円 事業税額 (所得割額* + 付加価値割額 + 資本割額)
A	0円	0円	0円 + 12万円 + 150万円 = 162万円
B	1,000万円	96万円	36万円 + 24万円 + 150万円 = 210万円
C	5,000万円	480万円	180万円 + 72万円 + 150万円 = 402万円

\* 特別法人事業税額を含みます。